

取引・証明には 正しいはかりを正しく使いましょう

「正しいはかり」とは、

- ① 検定証印又は基準適合証印が付されている
- ② 定期検査を受けている

とともに満たすはかりです。

「正しく使う」とは、

- ③ 使用方法が正しい ということです。

「① 検定証印又は基準適合証印が付されている」とは…

(検定証印)

(基準適合証印)

はかりに「 又は 」が付いているということです。

※はかりに  の表示があっても、取引・証明には使えません。

**取引・証明には、
検定証印・基準適合証印が付されているはかりを使用しましょう。**

「② 定期検査を受けている」とは…

(定期検査済証印)

2年に1回の知事が行う検査を受けているはかりです。



国家資格を持った計量士が検査を行い、その旨を届け出たはかりは、知事の検査が免除されます。



定期検査は2年に1回、必ず受検しましょう。

「③ 使用方法が正しい」とは…

はかりは**安定した場所**に置いてありますか？

⇒ ダンボールなどの上には置かないでください。

はかりの**水平を確認**してありますか？

⇒ 水平ではないはかりで計ったものは正しくありません。

はかりの**ゼロを確認**してありますか？

⇒ はじめが正しくないと全てが正しくありません。

はかりの**中央に商品**を置いてありますか？

⇒ 端に置いたものは正しく計られていない恐れがあります。

風袋(ふうたい)量は正しく設定してありますか？

⇒ トレイ、ラップ、タレ、ツマなどは商品ではありません。

はかりの**使用環境を確認**しましたか？

⇒ 風、振動の少ない場所で、周囲を整理整頓してから計測してください。

正しいはかりを正しく使いましょう。

正しいはかりを正しく使用しないと、誤った表示をしていてもわかりません。

不足している場合

お店の信頼・信用を損ねて消費者がお店を利用しなくなるかもしれません。

過量の場合

商品の入れ過ぎでお店が損をするかもしれません。

**正しいはかりを正しく使って、
消費者も納得、お店も繁盛！
安全・安心な消費生活にご協力ください。**

＜お問い合わせ＞

富山県計量検定所

TEL 076-422-0551 FAX 076-491-0554

公益社団法人 富山県計量協会

TEL 076-422-1962 FAX 076-422-2759

富山県計量検定所HP

